

居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

1 制度の仕組み

平成18年4月からの法改正により導入された制度で、居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業所）が前6月間に作成したケアプランにおいて、各居宅サービスについて正当な理由なく特定の事業者の割合が80%を超えた場合、当該事業所が担当している全ての利用者の居宅介護支援費から、1人につき月200単位を減算するというもの。

■判定期間：【前期】3月～8月 【後期】9月～2月

■減算適用期間：【前期適用期間】10月～3月 【後期適用期間】4月～9月

（1）具体的な計算式

当該居宅サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数

÷ 当該居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画数

※紹介率最高法人…訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人

（2）算定手続き

算定の結果、紹介率最高法人の「割合」が80%を超えた場合については、前期は令和4年9月15日（木）までに、以下の①～⑤を記載した書類（様式1、様式2）を北九州市長に提出しなければならない（様式1・2の内容を網羅していれば、別の様式を利用して差し支えない）。

なお、80%を超えなかった場合についても、各事業所で当該書類を作成し、5年間保存しなければならない。

①判定期間における居宅サービス計画数

②各居宅サービスのそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数

③各居宅サービスのそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数、並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名

④算定方法で計算した割合

⑤算定方法で計算した割合が80%を超えた場合であって、正当な理由がある場合においては、その正当な理由

（3）「正当な理由」について

①居宅介護支援事業者の実施地域に各サービスが5事業所未満である場合

※「居宅介護支援事業者の実施地域」とは「運営規程に定める通常の事業実施地域」とする（地域密着型サービスについては、実施地域を居宅介護支援事業者の所在する市町村とする）。

※訪問介護サービスにおいては、通院等乗降介助サービスを行っている事業所が居宅介護支援事業者の実施地域内に5事業所未満である場合を含む。

*確認資料：運営規程、給付費明細書

※みなし指定の事業所については、当該年度において介護サービス情報の公表の対象となっていない事業所は除外する。

介護サービス情報の公表制度（福岡県ホームページ）

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/40/index.php?action_kouhyou_pref_topjigyosyo_index=true

※ 1 年間の介護報酬受領額（利用者負担含）が 1 0 0 万円以下の事業所などは対象とされていない。

②特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

＊確認資料：特別地域居宅介護支援加算をしている書類にて検証

③判定期間の 1 月あたりの平均居宅サービス計画件数が 2 0 件以下である等、小規模事業所である場合

＊確認資料：給付管理票総括票にて検証

④判定期間の 1 月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が 1 月あたり平均 1 0 件以下である場合

＊確認資料：サービス毎の月別の計画件数一覧

⑤サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により特定の事業者集中していると認められる場合

※原則として「サービスの質が高い」とは、

- a. 国から認定された先駆的・先験的なモデル事業において、紹介率 8 0 % を超えている対象サービスが含まれているとともに、それが理由で利用者が事業所を選択した場合（「よくあるお問い合わせ Q & A」参照）

＊確認資料：モデル事業認定書類、利用者の選定理由が分かる書類

- b. 利用者の自立向上が図られ、モデルとなるサービスの提供が行われていると、地域ケア会議において認められた利用者の場合（当該サービスの算定件数から除外する）

＊確認資料：地域ケア会議資料、居宅サービス計画等にて検証

⑥その他、正当な理由と北九州市長が認めた場合

下記の事情を持った利用者を算定件数から除外する。

- ア 社会福祉法人における減免制度を利用している者

＊確認資料：給付費明細書にて検証

- イ サービスの開始に当たって、市町村等（地域包括支援センターや在宅介護支援センターも含む。）から緊急時の対応として依頼された事例や受託事業に該当する利用者

＊確認資料：市町村からの検証書類及び経緯が明らかな文書（ケアプランや支援経過等）にて検証

- ウ 6 5 歳未満の全額生活保護の利用者（H から被保険者番号が始まる利用者）

＊給付費明細書等にて検証

よくあるお問い合わせQ & A

【Q 1】

サービス計画件数には、地域包括支援センターから委託された介護予防サービスを位置付けた件数も含むのか。

【A 1】

介護予防サービスは含みません。

【Q 2】

計画とは実績のことか。計画を位置付けたが、実際にはサービスの利用がなく、実績がなかった場合でも件数に含むのか。

【A 2】

この場合の計画とは実績のことであり、実際にサービスの利用がなかった場合は算定対象に含みません。

【Q 3】

一人の利用者に対して、複数事業者が同一サービスを提供するよう計画された場合は、どのように計算するのか。

【A 3】

一人の利用者に対して、複数事業者が同一サービスを提供するよう計画された場合は、（月の途中でサービス事業所を変更した場合も含む）法人ごとに1件ずつ計上します。

例えば、2箇所の訪問介護事業所を位置付けた場合、事業所の法人が別であれば、法人ごとに「1件ずつ」と算定しますが、同じ法人内で複数事業所を位置付けた場合は、法人に「1件」として算定します（複数事業所を位置付けていても、様式1の②「各サービスを位置付けた居宅サービス計画数」（分母）は「1」ですのでご注意ください）。

つまり、「同一法人」とは、居宅介護支援事業所と同じ法人ということではなく、サービス事業所が同じ法人という意味です。

【Q 4】

減算はどの利用者が対象となるのか。

【A 4】

減算は、減算適用期間中の全ての利用者に対する居宅介護支援費が対象です。

【Q 5】

給付管理を月遅れで行った場合、何月分の件数として算定すればよいのか。

【A 5】

サービス提供を行った月に算定します。

【Q 6】

正当な理由⑤ a の「国から認定された先駆的・先験的なモデル事業において、紹介率 80%を超えている対象サービスが含まれているとともに、それが理由で利用者が事業所を選択した場合」とは、具体的にはどういうことか。

【A 6】

紹介率 80%を超えるサービス（訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与）が国から認定されたモデル事業に含まれていなければならないということ。また、適用にあたっては、国のモデル事業として認定された質の高いサービスを受けたいなど、利用者の意向が確認できる書類を添付していただく必要があるということです。なお、確認書類については、必要項目がありますので担当までお尋ねください。

【Q 7】

正当な理由⑤「地域ケア会議」に事例を提出するにはどうしたらよいか。

【A 7】

地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び地域課題の把握を行うことなどを目的として開催しています。

北九州市では地域ケア会議にかける個別のケアマネジメントの事例として、以下を対象事例としています。

- （１）要支援認定者
- （２）支援者が困難を感じている事例
- （３）地域課題に関する事例

対象となるような事例があれば、運営主体である地域包括支援センターにまずは相談してください。

地域ケア会議の対象事例として選定された場合は、事例の提供及び会議への出席等にご協力いただくことになります。